

衣川診療所の診療体制について

全員協議会説明資料 令和6年5月16日 医療局 経営管理部

1 概要

衣川診療所の所長が今年6月末をもって退職されることに伴い、その後（実際には6月17日から）の診療体制について、ご説明するものです。

2 これまでの経緯

- 3月下旬 所長から本人事情により令和6年6月末日をもって退職する意向を示される。
- 4月上旬 慰留に努めるも意志は固く、これを認めることとして後任医師の募集を開始。
- あわせて、退職後の診療への支障や患者様に不安が生じることのないよう、後任医師着任までの応援体制の構築などを検討開始。

3 今後の診療体制

- (1) 後任の常勤医師を現在募集しております。先ずはこの確保に全力を尽くします。
- (2) 後任医師着任までの間、総合水沢病院、まごころ病院のほか民間業者紹介医師による診療応援体制を構築します。
- これにより、入院・外来（モバイルクリニック含む）ともに維持・継続させる方向です。
- (3) なお、上記応援体制は一旦9月末までとし、10月以降の体制については、あらためて検討する予定です。

4 関連経費の予算措置

関連経費（応援医師に係る報酬、旅費等）の増額について、6月定例会に提案する予定です。

【参考】衣川診療所の概要



- ◆名称 奥州市国民健康保険 衣川診療所
- ◆所在地 奥州市衣川古戸48番地3
- ◆診療科 内科、リハビリテーション科
- ◆診療時間 月曜日～金曜日
8:30～12:00 13:30～17:00
- ◆病床数 一般病床 19床
- ◆常勤医師 現在2名
- ◆患者数 入院 1,427人、外来 8,827人

※ いずれも令和4年度実績による年間延べ人数

市営住宅への子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居促進について

市議会全員協議会資料 令和6年5月16日 都市整備部都市計画課

1 要旨

子育て世帯や若者夫婦世帯が子どもを産み育てやすい住まいを確保できる環境の整備を図るため、国の基準の拡大に合わせて市営住宅への入居資格要件である収入の上限額を拡大するもの。

2 現状と課題

(1) 国の子育て施策

国土交通省は「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」を定め、子育て世帯や若者夫婦世帯（以下「子育て世帯等」）の子育て中から子育て後を含めた『安定した居住と生活の確保』を推進している。

公営住宅法においても、入居収入基準の上限額を拡大し、また、子育て世帯等の優先入居の位置づけへの留意を自治体に強く求めている。

(2) 当市の市営住宅への入居状況

当市市営住宅において入居可能な住宅への入居率は80%（用途廃止を計画する住宅を含む）、特に人口の多い水沢地域を例にした場合の入居率は77%となっている。このうち、水沢地域での就学前世帯は1.1%、39歳以下夫婦のみの世帯は0%と非常に低い入居率となっている。

項目	全体	水沢地域
入居可能戸数	789	526
入居戸数	632 (80%)	407 (77%)
就学前世帯戸数	18 (2.3%)	6 (1.1%)
39歳以下夫婦のみ世帯	1 (0.1%)	0

※（ ）内は全体や水沢地域での各項目の割合

3 子育て世帯等の入居促進

国の支援策の推進と市の課題解決に向けて、子育て世帯等の入居を促進するため、次のように入居要件を拡大（緩和）する。

要件項目	現行	拡大策
人的要件	■同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合	■同居者に18歳未満の子がいる場合 ■夫婦のみの世帯であり、入居時にいずれもが39歳以下の場合
収入上限要件	月額 214,000円	月額 259,000円

なお、上記の夫婦のみの世帯の年齢要件は、令和6年度に新設した奥州市結婚新生活支援補助金制度で対象となる新婚夫婦の年齢要件との整合性を図っている。

4 市営住宅の建替事業

水沢地域においては今後、大橋住宅、南丑沢住宅及び北余目住宅を集約し、大橋住宅（水沢南小学校付近に150戸）の現地建替を進めていく。新たな大橋住宅への入居には、集約する入居者の移転と子育て世帯等の入居を想定している。

5 スケジュール

令和6年6月 第2回定例議会
奥州市市営住宅管理条例の改正議案を提出

江刺市街地エリア開発整備構想の策定について

令和6年5月16日 全員協議会資料

政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室

1 エリア開発のコンセプト

- ① 誘致企業雇用者対策（居住定住、通勤、生活環境の整備）
- ② 官民連携による市有地有効活用（文化・子育て機能など）

2 江刺市街地エリア開発整備構想の策定

基本構想策定のため、民間コンサルタントに江刺市街地エリア開発整備構想策定業務を委託する。

- ① 業者選定方法 公募型プロポーザル
- ② 業務委託費 6月補正予算要求

3 今後の主なスケジュール

- | | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年5月 | 全員協議会にて概要説明 |
| 6月 | 構想策定業務委託費の予算要求
構想策定プロポーザルの公募開始 |
| 8月 | 審査委員会による構想策定事業者の決定
構想策定業務の委託
・基礎調査、民意聴取、理念・方針、ゾーン、
事業手法、スケジュールなど |
| 令和7年3月 | 構想策定完了 |
| 4月 | 開発計画の策定
・構想に基づく計画策定、PFI導入可能性調査 |
| 12月 | 開発計画の策定完了 |
| 令和8年1月 | 開発事業者の募集・選定 |
| 4月～ | 開発事業の実施 |

【参考】令和6年度中の江刺市街地エリアプロジェクトにおける取組内容

- ① 官民共創による「居住環境の整備」と「ビジネス環境の整備」を柱とした基本構想の策定及び同構想に基づく基本計画の策定準備
- ② 移住定住対策や住みよい都市機能のあり方（文化・子育て機能など）についての検討
- ③ 江刺工業団地の渋滞緩和対策の継続



【イメージ】
居住・ビジネス環境の
整備



江刺市街地エリアプロジェクト

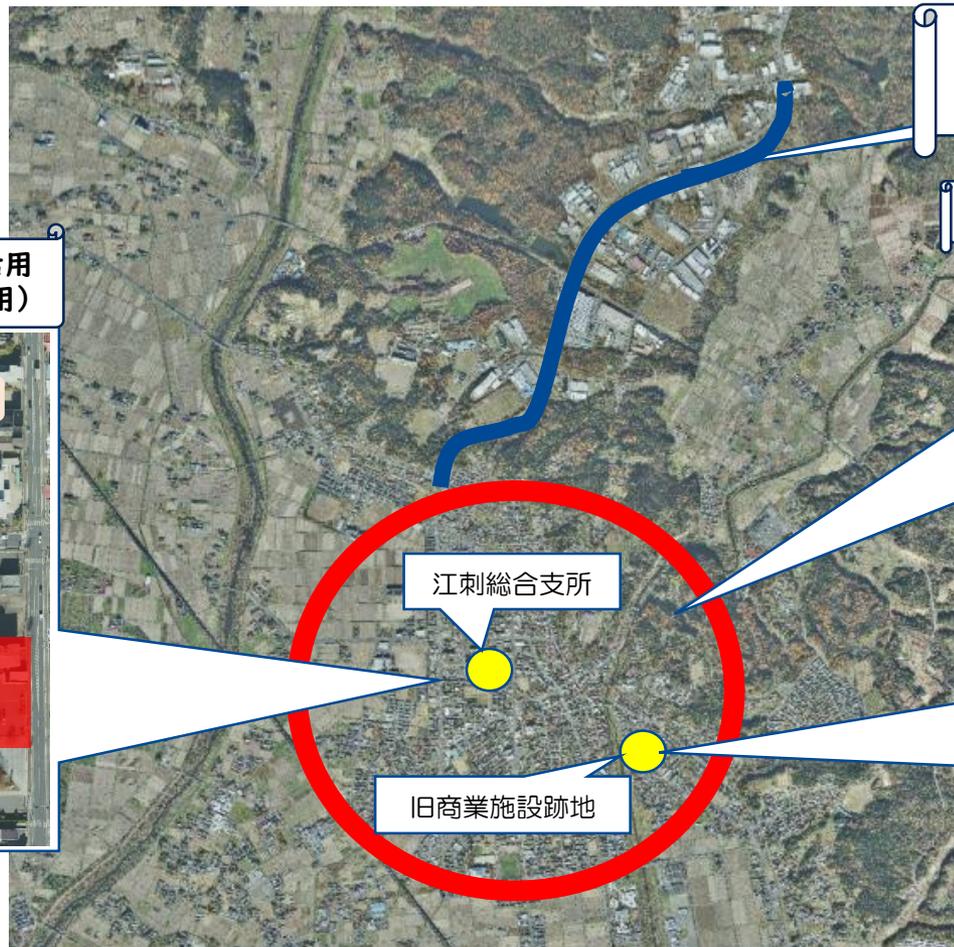
狙い 【誘致企業雇用者対策】雇用増に伴う移住定住対策と良好な居住・通勤環境づくり
【生活環境の向上】市有地などの有効活用による住みよいまちづくり

開発コンセプト

- 誘致企業雇用者対策(居住、通勤、生活環境の整備)
- 官民連携による市有地有効活用(文化・子育て等)

他のエリアとの戦略的連携

- 【水沢市街地エリア】アクセスの強化
- 【水沢江刺駅エリア】アクセスの強化



江刺工業団地一帯
道路整備の拡充
(道路拡幅、ロードヒーティング)

誘致企業雇用者の移住定住促進



市有地の有効活用



江刺総合支所周辺の市有地活用
(江刺体育文化会館等跡地活用)

市有地

江刺総合支所

旧商業施設跡地

1 連携の目的

アメリカ・トーランス市と連携協定を締結し、本市の物産輸出などを中心とした経済交流を進める。

2 トーランス市とのこれまでの協議内容

令和6年3月にトーランス市長から友好関係の構築に関する親書を受領し、事務レベルで協議を開始。

「姉妹都市」ではなく、ビジネスを中心とした関係構築を進めたいと考えている。【奥州市、トーランス市共通認識】

→経済連携に関する協定締結について、現在協議中

3 トーランス市との連携による効果

トーランス市は、アメリカロサンゼルスから南へ約12kmに位置する人口約14万人の都市。

ロサンゼルス郡南部の商業の中心地で、日本企業が多く立地し、日系人や日本人駐在員が多く暮らしている。ホノルルに次ぐ日系人の多い国外都市（人口の10%ともいわれる）であり、日本食レストランや日系スーパーなど多数存在する。また、治安が良く、日系コミュニティが数多く存在する。ドジャースタジアムまでは車で約30分の距離。

▼日本企業、日本食レストラン、日系スーパーなどが多数立地
→農産物をはじめとした物産などの販路開拓が見込まれ、施政方針で触れている「自力更生」にも合致する

▼日系人や日本人駐在員が多く暮らしており、治安も良好
→継続した交流が見込まれる

令和6年5月16日全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課

4 今後のスケジュール（予定）

5月16日 全員協議会

6月 第2回定例会
補正予算案の提出（旅費等）

9月 協定締結内容について全員協議会にて報告

10月 **トーランス市訪問**
→連携に関する協定締結
→現地企業訪問による経済交流可能性調査

5 トーランス市訪問団の内容等

○訪問団の内容（予定）

▼訪問団は、市長及び担当職員などを想定

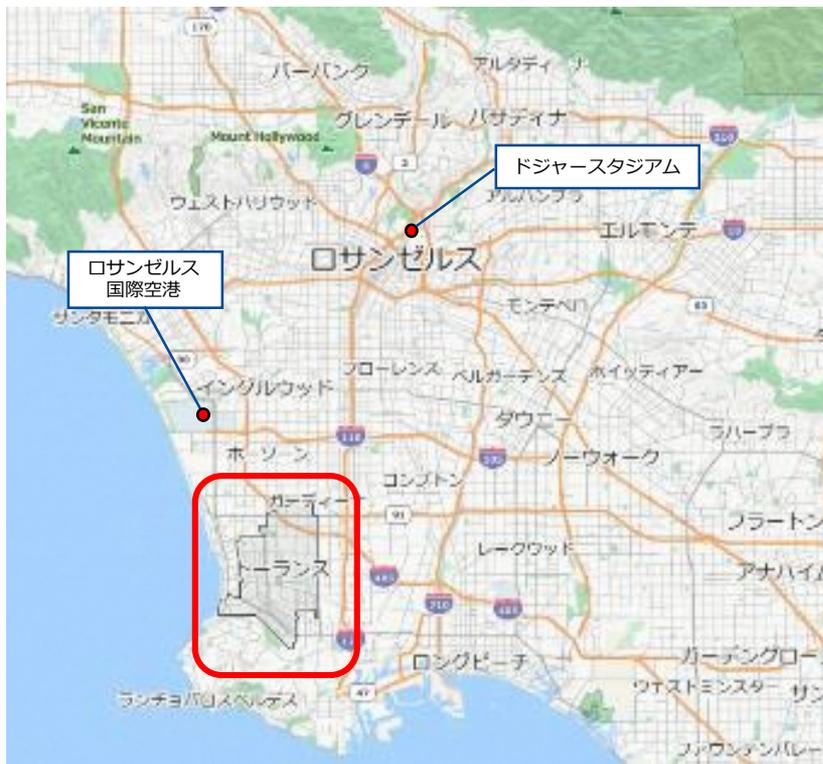
▼訪問時期は、9月下旬から10月中旬

▼協定締結に関するセレモニーなどの公式行事のほか、現地の企業を訪問し、経済交流可能性調査を実施

○経費（6月補正）

▼トーランス市訪問団旅費、協定締結に伴う記念品代、通訳、現地通信費、諸雑費等を計上

6 トランス市の概要



▼面積 53.2km² (奥州市993.3km²)

▼時差 17時間

▼気候

1年を通して温暖で、気温の年較差が小さく、月間平均気温が最高になる8月でも26℃、最低になる1月でも8℃である。

▼街並み

市域は、長期的な都市計画のもと、工業・商業・住宅地域が整然と区画整理されている。

▼産業

市域の4分の1を占める工業地域には、ダグラス、ヒューズ等の航空機産業をはじめ、ホンダなどの日本企業を含む、約400以上の工場が集積している。ヘルスケア、観光などのサービス産業も盛んで、ロサンゼルス郡南部の中心地となっている。

7 (参考) 市の都市交流状況

①姉妹都市協定

▼【国内】北海道長沼町、北海道厚真町、静岡県掛川市

▼【国外】オーストリア ロイテ市・ブライテンヴァング市、
オーストラリア グレーターシェパトン市

②その他の都市交流協定

▼福岡県大野城市や宮城県白石市などとの災害時応援協定

▼北上市など近隣2市2町との定住自立圏協定

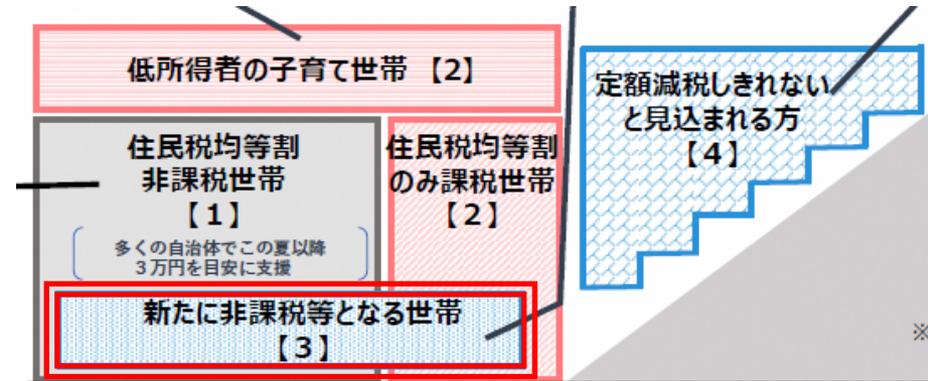
など

1 事業の概要

「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて一連の給付を実施することが決定となりました。

低所得者支援として、令和5年度は、第1弾として令和5年度分住民税における非課税世帯【1】、第2弾として均等割のみ課税世帯及びこれら低所得の子育て世帯【2】に対し、給付を実施しました。

令和6年度は、第3弾として、令和6年度住民税において、新たに非課税世帯、均等割のみ課税世帯となる低所得世帯【3】に対し、同様の給付を行うものです。（【2】子育て世帯に対する給付を含む。）



2 対象世帯数

新たに非課税等となる世帯への給付 約2,000世帯

基準日（令和6年6月3日）に奥州市に住所を有し、新たに令和6年度住民税が非課税又は均等割のみ課税となる世帯

※令和5年度住民税において所得割が課税されていた世帯等が、令和6年度住民税においては非課税又は均等割のみの課税となった世帯（令和5年度物価高対策重点支援給付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯）の対象となっていた世帯は対象外）

※世帯全員が、住民税を課税されている親族等の扶養を受けている場合は対象外

3 給付額

1世帯当たり 10万円

4 支給方法

申請書類の提出を求めて支給する。

※新たに非課税又は均等割のみ課税となる世帯が対象であり、これまで実施した非課税・均等割のみ課税世帯を対象とした給付金振込口座情報の活用を見込めないことからプッシュ式支給は行わない。

5 予算

6月議会において補正予算計上

【歳出】	（事業費）	給付金	220,000千円
	（事務費）	一式	10,592千円
		合計	230,592千円

※次頁「子育て世帯分」給付金と一体的に積算

【歳入】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

6 周知方法

- (1) 対象世帯への文書通知
- (2) 広報おうしゅう7月号への掲載（6/27発行）
- (3) 市公式HP・ぼちっと奥州
- (4) 新聞掲載

7 スケジュール（予定）

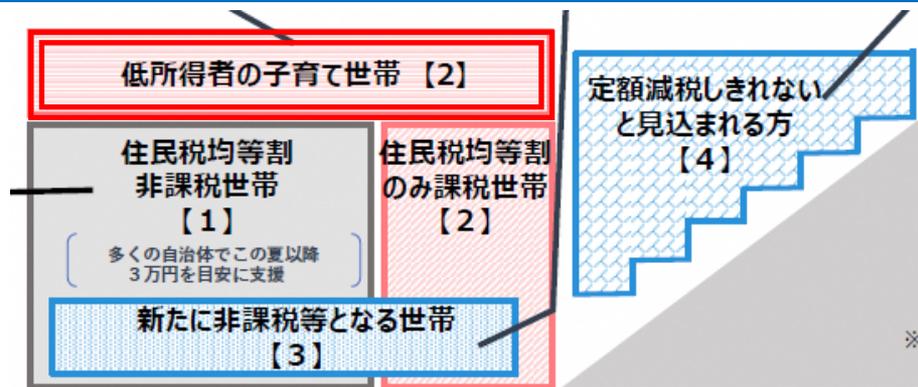
6月	定例会に補正予算案提出
6月下旬	通知発送
7月上旬	申請受付開始
7月中旬	支給開始
9月末日	申請受付終了
10月中旬	最終支給

1 事業の概要

「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて一連の給付を実施することが決定となりました。

低所得者支援として、令和5年度は、第1弾として令和5年度分住民税における非課税世帯【1】、第2弾として均等割のみ課税世帯及びこれら低所得の子育て世帯【2】に対し、給付を実施しました。

令和6年度は、第3弾として、令和6年度住民税において、新たに非課税世帯、均等割のみ課税世帯となる低所得世帯【3】に対し、同様の給付を行うものです。（【2】子育て世帯に対する給付を含む。）



2 対象世帯及び対象者数

低所得者の子育て世帯 約250世帯 400人

前述の「新たに令和6年度住民税が非課税又は均等割のみ課税となる世帯のうち、**18歳以下の子がいる世帯**

※令和5年度物価高対策重点支援給付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯）の対象となっていた世帯は対象外

3 給付額

18歳以下の子1人につき 5万円

4 支給方法

申請書類の提出を求めて支給する。

※新たに非課税又は均等割のみ課税となる世帯が対象であり、これまで実施した非課税・均等割のみ課税世帯を対象とした給付金振込口座情報の活用を見込めないことからプッシュ式支給は行わない。

5 予算

6月議会において補正予算計上

【歳出】	(事業費)	給付金	220,000千円
	(事務費)	一式	10,592千円
		合計	230,592千円

※前頁「新たな非課税及び均等割のみ課税世帯分」給付金と一体的に積算

【歳入】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

6 周知方法

- (1) 対象世帯への文書通知
- (2) 広報おうしゅう7月号への掲載（6/27発行）
- (3) 市公式HP・ぽちっと奥州
- (4) 新聞掲載

7 スケジュール（予定）

6月	定例会に補正予算案提出
6月下旬	通知発送
7月上旬	申請受付開始
7月中旬	支給開始
9月末日	申請受付終了
10月中旬	最終支給

定額減税補足給付金給付事業

全員協議資料 令和6年5月16日 福祉部福祉課

1 事業の概要

「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて一連の給付を実施することが決定となりました。

本事業は、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、定額減税を補足する給付【4】を行うものです。

2 対象者数

定額減税しきれないと見込まれる方への給付 約20,000人

基準日（令和6年1月1日）に奥州市に住所を有する方で、事務処理基準日（令和6年6月3日）における令和6年度分住民税賦課情報をもとに算出した定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額」（令和5年分所得税額）又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方

（定額減税可能額）

所得税分 = 3万円×減税対象人数

個人住民税所得割分 = 1万円×減税対象人数

（減税対象人数）

納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数

3 給付額

(1)+(2)の合算額（合算額を万円単位に切り上げる）

(1) 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）（(1) < 0の場合は0）

(2) 個人住民税所得割分減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額（(2) < 0の場合は0）

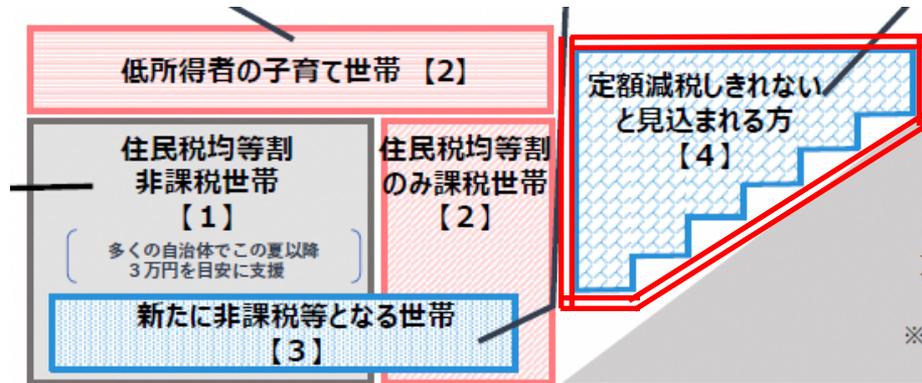
※ 給付金額の計算例は別紙のとおり

4 支給方法

(1) 申請書類の提出を求めて支給する。

(2) オンライン申請（マイナンバーカードを使用してスマートフォンによる申請が可能（事前の公金受取口座の登録が必要））

※ 国が提供するオンライン申請システムを活用



5 予算

6月議会において補正予算計上

【歳出】	（事業費）給付金	500,000千円
	（事務費）一式	15,245千円
	合計	515,245千円

【歳入】 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

6 周知方法

- (1) 対象世帯への文書通知
- (2) 広報おつしゅう9月号への掲載（8/22発行）
- (3) 市公式HP・ぽちっと奥州
- (4) 新聞掲載

7 スケジュール（予定）

6月	定例会に補正予算案提出
6月中	補足給付対象者抽出及び給付額の算定（税務課）
7～8月	オンライン申請システム契約手続・事前準備
8月下旬	通知発送
9月上旬	申請受付開始
9月中旬	支給開始
10月末日	申請受付終了
11月中旬	最終支給

定額補足給付金の計算例

- (定額減税可能額) 所得税分 = 3万円×減税対象人数
個人住民税所得割分 = 1万円×減税対象人数
- (減税対象人数) 納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数
- (補足給付額) 所得税及び住民税それぞれから減税しきれなかった額の合計額を万単位で切り上げた額
(1) 所得税定額減税可能額－所得税額
(2) 住民税定額減税可能額－住民税額

【例1】Aさん（扶養なし）給与収入200万円

(円)

税区分	税額	定額減税可能額	定額減税可能額－税額	減税しきれなかった額	補足給付額
所得税	25,000	30,000	30,000－25,000＝5,000 …(1)	(1)+(2)＝ 5,000	<u>10,000</u>
住民税	50,000	10,000	10,000－50,000＝▲40,000⇒0 …(2)		

0円以下は、
0円として計算

1万円単位
に切り上げ

【例2】Bさん（3人を扶養）給与収入400万円

税区分	税額	定額減税可能額	定額減税可能額－税額	減税しきれなかった額	補足給付額
所得税	95,000	120,000	120,000－95,000＝25,000 …(1)	(1)+(2)＝ 25,000	<u>30,000</u>
住民税	190,000	40,000	40,000－190,000＝▲150,000⇒0 …(2)		

【例3】Cさん（3人を扶養）給与収入180万円

(円)

税区分	税額	定額減税可能額	定額減税可能額－税額	減税しきれなかった額	補足給付額
所得税	16,000	120,000	120,000－16,000＝104,000 …(1)	(1)+(2)＝ 112,000	<u>120,000</u>
住民税	32,000	40,000	40,000－32,000＝8,000 …(2)		

※ 給付対象者のうち、10,000円～40,000円の給付額となる方が99.67%

令和6年度 給付金事業スケジュール

全員協議資料 令和6年5月16日 福祉部福祉課

区分	作業項目等	6月			7月			8月			9月			10月			11月			
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
物価高対策重点支援給付金	基準日等	★基準日 (6/3)	★予算議決 (6/19)																	
	通知発送		発送準備	通知発送																
	申請受付				申請受付 (9/30)															
	支給処理				支給 (概ね週1回の頻度で口座振込)															
定額減税補足給付	基準日等	★事務処理 基準日 (6/3)	★予算議決 (6/19)																	
	補足給付対象者抽出及び給付額の算定 (税務課)	給付対象者抽出及び給付額算定																		
	オンライン申請システム 契約手続・事前準備				契約手続		事前準備 (システム設定、テスト等)													
	通知発送								発送準備	通知発送										
	申請受付										申請受付 (10/31) (紙申請・オンライン受付)									
	支給処理										支給 (概ね週1回の頻度で口座振込)									

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」 「**迅速** (特に低所得の方々)」 「**適切** (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

- ・減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付
- ・自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)